

令和8年度 監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
R8	4	20	兵庫県知事 (9)第201774号	株式会社幾章住研	兵庫県	西宮市	免許取消		代表者が、法第5条第1項第6号に該当する者であることが判明した。このことは、法第66条第1項第3号の規定に該当することから、免許取消とする。